

◎新潟県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年3月11日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

監事 三条市上須頃866番地 堀川 保

退任年月日 令和4年2月21日